

76 条 建 築 物 許 可 申 請 に つ い て

鹿児島市建設局都市計画部区画整理課・吉野区画整理課・谷山都市整備課

土地区画整理事業施行地区内に建築物（工作物を含む）の新築・増築・改築等をされる場合は建築基準法に基づく建築確認申請を行う前に土地区画整理法第 76 条による建築物の新築等の許可申請を下記要領等により行い、許可を受けてください（**二重枠線内の●は必須項目で、○は必要に応じて提出してください。**）。

●許可申請書（様式第1） 土地区画整理事業施行地区内における建築物の新築等の許可申請書

【添付書類】

●仮換地指定通知、仮換地明示図、整理前後の対照図（写し）
 上記書類は、仮換地指定時に所有者にお渡ししてある仮換地指定通知書及び添付図面のことです。なお、紛失等でお持ちでない場合は、各地区係で上記の書類に関する証明書の発行手続を行って下さい。（発行手数料：一件につき 300 円）ただし、本人でない場合は、「委任状」が必要になります。
 ※ 仮換地先が整備されていない宅地で従前地に建築等を行う場合は、添付書類として**請書**と**印鑑証明**を提出ください。

【添付図面】

●付近見取図（係員が現場を確認することがありますので、方位、道路及び目標となる建築物をできるだけ詳細に記入してください）

●敷地図 ◇配置図（縮尺・方位・敷地の境界線、敷地の寸法、道の位置及び幅員等を記入したもの）
 ◇敷地求積（三斜は取らず「敷地面積は仮換地指定通知による」という一文を添える）

●平面図（各階平面図、建築面積及び床面積の計算を含む）
 ※ 市有地や保留地が含まれている場合は、敷地求積図を権利分と市有地・保留地を点線で区分し、それぞれ権利分・市有地・保留地と明示し、求積計算は全体で行ってください。
 ※ 増築、改築の場合は、既存の建物の平面図（各階平面図、建築面積及び床面積計算を含む）も提出してください。

【完成図書】

●完成届（様式第5） 許可を受けた工事が完成したときは、直ちに完成届を提出してください。

以下の場合には必要に応じて下記の書類をご提出ください。

○添付書類

区分	必要な書類
建築主と土地所有者が異なる場合や、所有地に共有者がいる場合	借地承諾書（様式第2） ※借地の略図には寸法を記入
共有名義になっている私道の仮換地を利用する場合	土地利用同意書（別紙1）
登記名義人が亡くなっている場合	相続人同意書（別紙2） ⇒相続人のわかる 戸籍謄本等 を添付してください
仮換地指定通知の名義人と申請時の所有者が変わっている場合や、仮換地指定がなされていない場合	土地登記簿謄本または、有効期限内の照会番号付きの登記情報（全部事項）
売買契約済みで登記前の場合	売買契約書（写し） でも可
地目が、田・畑の場合	農業委員会受理通知書（写し）
鹿児島市所有の市有地・保留地を買い取った（買い取る）場合	鹿児島市有地・保留地払い下げ証明書 ⇒各地区係で発行（発行手数料：一件につき 300 円）

***** 注意事項 *****

- ◇申請書類（許可申請書＋添付書類）は**2部**提出してください。
- ◇許可申請書の電話番号欄は必ず記入してください。
- ◇建築物の求積の地番が数筆におよぶときの地名地番は、その筆数全部を書いてください。また、敷地の一部を使用する場合は、「何番の一部」のように記入し、割り込み図を添えてください。
- ◇敷地の地番は住居表示で表す番地と異なる場合が多いので、明確に調べて記入してください。
- ◇訂正の生じた場合は受け取りの際に訂正印を必要とします。
- ◇その他必要に応じて書類を提出していただくことがあります。